

「第21回小野陣屋まつり」キッチンカー出店募集要項

出店を希望される方は、募集要項をよくお読みいただき、内容をご確認のうえご出店ください。

1. キッチンカー募集の目的

- ・小野陣屋まつり及び商店街の賑わいの創出。
- ・魅力ある地域づくりと活力向上。

2. 募集台数 14台（※申込多数の場合は抽選）

3. 日時 令和7年11月9日（日）10時～16時（小雨決行）

4. 場所 別紙「第21回小野陣屋まつりキッチンカー出店予定場所地図」参照 ※最終的な出店場所は主催者側で決定する

5. 主催 小野地区地域づくり協議会

6. 共催 小野商店街連合会・小野地区区長会・コミセンおの

7. 出店者の資格等について

(1) 出店者の資格: 次のいずれにも該当する者とする

- 移動販売車を保有している。
- 小野市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可書を有するもの。
(営業許可証に記載された営業の種類が自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。)
- 生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入している者。
- 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有しているものが配置されていること。
- 保健所が定める適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売商品を衛生的に取り扱える者。
- 出店期間において営業許可証の期限が有効であること。
- 過去3年以内に同種の業務の実績を有している者。

- 兵庫県内を中心に开店されていること
- 开店の内容、提供物において、小野地区地域づくり協議会の指示に従う事ができる者。
- 取り扱う商品は、小野地区地域づくり協議会が認めたもの。
※取り扱いが認められない品目の例
(・酒類 ・生もの ・その他小野地区地域づくり協議会が好ましくないと判断した品目)
- 別添誓約書に同意した者。
- 目的に賛同する者。
- 小野地区地域づくり協議会、保健所、消防署、警察署などの指示に従える者。
- 申し込みをした者が(現場責任者)が陣屋まつり開催日に常駐できること。
- 取り扱い商品の管理責任ができる者。
- 商品購入者からの苦情等は、出店者が責任と費用をもって対応し、必要な保険に加入するなど出店において生じた第三者への損失補償に備えられる者。

(2) 出店制限

※次のいずれかに該当する法人または個人は出店できません。

- 制限能力者。(成年被後見人、被補佐人、補助人及び未成年。)
- 破産者であって復権していない者及び会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- 国税、地方税を滞納している者。
- 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者に該当する者で、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係(配偶者、婚姻関係と同様の事情にある者)を有しているおそれがあると小野地区地域づくり協議会が認めた者。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員。
- 政治的活動・宗教活動を行うおそれがある者。
- 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
- 公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者。
- 小野陣屋まつりの円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者。
- 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者。
- 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判

決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者。

(3) 出店取り消し

次のいずれかに該当する者は、出店を取り消します。また小野地区地域づくり協議会が損害を被った際は、賠償請求できるものとし、取り消しにより出店者が被る損害について、小野地区地域づくり協議会は一切責任を負いません。

※ 出店後に出店制限に該当する事実が判明した場合。

※ 出店資格、条件を厳守しない場合やその他小野地区地域づくり協議会が出店を不相当と判断した場合（出店者との協議により改善が認められない場合を含む。）

(4) 出店に関する注意事項

【衛生に関すること】

- ・ 保健所の許可物品を扱うこと。
- ・ 食品取扱従事者本人もしくはその家庭に体調が不良（発熱・下痢・咳等）である者は、食品の取り扱いに従事しないこと。
- ・ 手洗いは石鹼を充分泡立て流水ですすぎ、更に消毒用アルコールを使用すること。
- ・ 食品の仕込み作業は、許可を受けている店舗等の施設で行うこと（自宅等では行わない）
- ・ 調理する者および調理食品を取り扱う者は必ず帽子（キャップ）を被ること。
- ・ 出店当日の運営を出店者以外の者が行う名義貸しは禁止。

【安全に関すること】

- ・ 火災予防条例の規定により、火気を使用する出店者は消火器（粉末消火器 10 型以上）を用意すること。
- ・ 画鋸・楊枝等は危険なため使用しないこと。
- ・ 火気取り扱いに当たっては、消防署から示されるチェックリストにより自己点検を実施し、出店前日までに消防署と協議し必要な届出及消火器具の設置をすること。

- ・ 可搬式発電機は、使用しないこと。やむを得ず、可搬式発電機や危険物容器を使用する場合は、消火器を設置し、正しい取り扱い方法及び防火安全上の管理を徹底し発電機は途中で給油することのないようにする。
- ・ 消防車の進入路付近、周囲の建物避難に支障をきたす場所、消防水利から5m以内にはキッチンカーを設置できない。
- ・ 商店街を走行する際は歩行者の安全と通行時間規制を厳守すること。
- ・ 車両移動時間以外はエンジンを停止させること。
- ・ 販売中の行列には、なるべく車道に出ないように整列するよう案内すること。

【環境に関すること】

- ・ 出店周囲の清掃を行い販売物購入後に出たゴミの回収を行うこと。
- ・ 出店者のゴミは必ず持ち帰り、出店場所は原状回復のこと。
- ・ 会場内に汁物・油物などの廃棄は厳禁とする。
- ・ ラーメン、うどん、そば等の汁物を出品する場合、飲食者が残汁を廃棄するためのポリバケツ等を設置して、残汁を回収し持ち帰ること。(会場内等での廃棄は厳禁)
- ・ 適切な環境で食品管理をすること。野外のため雨水対策も考えておくこと。
- ・ 電気・排水・水道設備等は使用できない。販売に必要なものは持参し、自前の火器・発電機等を使用すること。営業に必要な発電機器は低騒音な機器を使用し事故防止に必要な対策を講じること。
- ・ 出店中にスピーカー等を使用し、過度のBGMの使用、呼び込み等は禁止する。
- ・ 移動などにより舗装面、植栽等を破損した場合、原状回復の経費等は出店者が負担する。

(5) 事故及び出店物の保護について

- 出店者の備品、販売品の盗難・破損・紛失等について、小野地区地域づくり協議会は一切責任を負わない。
- 出店に関する事故(火災・食中毒)や苦情(販売品・営業方法に関するものを含む)は出店者が全責任を負い誠意をもって対応すること。小野地区地域づくり協議会は一切責任を負わない。

(6) 販売価格について

税込み価格を表示し適正価格で販売すること。

(7) 新型コロナウイルス等感染症対策について

- ・販売・調理スタッフはマスク着用、頻繁な手洗い、手指の消毒等を徹底すること。
- ・消毒液を設置すること。
- ・販売スタッフは出店当日営業開始前に検温を行い、発熱・咳等の症状がみられる場合は直ちに出店を中止すること。
- ・新型コロナウイルス等感染症拡大のため小野陣屋まつりを中止した場合、準備物の損失については、補償しない。

(8) 募金活動について

募金活動は禁止。

(9) 宣伝・PRについて

宗教布教活動、政治的活動、特定の思想に基づく活動、公助良俗に反する活動、及びそれらの活動に付随する勧誘活動、入会促進活動、その他小野地区地域づくり協議会が好ましくないと判断する行為は禁止する。

(10) その他

- ・つり銭等は出店者が準備すること。
- ・出店者が犬・猫・小鳥等のあらゆる動物を持ち込むことは禁止する。
- ・偶発的に頼る遊戯(くじ引き等)の結果により異なるサービスを提供・品物が発生する営業形態は禁止する。
- ・その他記載事項のないものは、小野地区地域づくり協議会の指示に従うこと。
- ・小野地区地域づくり協議会では公式サイトや広報に使用するための撮影および録画を行うため、写真に写ることなどについて了承すること。(不都合がある場合は事前にお申し出願います。)
- ・出店場所は主催者側で決定します。
- ・出店料について、適格請求書は発行できません。あらかじめご了承ください。
- ・出店が決定した場合、SNS(インスタグラム等)に掲載されているキッチンカーの写真チラシや広報に掲載する場合がありますので、それについて了承すること。

8. 搬入及び搬出について

(1) 搬入・搬出スケジュールは以下のとおり。(若干変更になる場合があります。)

時間	11月9日(日)
9:00から	搬入開始
9:45	搬入完了
10:00	出店開始
11:00	車両進入禁止
16:00	出店終了
16:15	搬出開始
18:00	車両進入禁止解除

(2) 小野商店街内は、11時から18時までの間、南北道路のみ一部を除き通行止めになっているので留意すること。(東西道路の往来は可能)。

※出店準備の際には11時まで車両の進入が可能だが、搬出の際は18時まで通行が出来ない。

(3) 搬入に係る商店街内の車両の通行は、北から南への一方通行とする。

(4) 搬出は16時15分から行うこと。ただし搬出作業に係る商店街内の南北道路の車両の通行は18時まで禁止となっているため、最寄りの東西(横断)道路から搬出するか、18時以降に搬出すること。

(5) 原則として、まつり終了までは撤収しないこと。諸々の事情でやむを得ず途中で撤収を行う場合は、必ず本部まで口頭もしくは電話連絡のうえ、近隣の出店者、来場者に迷惑のかからないように配慮すること。

(6) 商店街内及び周辺の通行に際しては交通警備員の誘導に従うこと。

(7) 出店予定場所の地図をつけていますので、参考のこと。

※別紙「第21回小野陣屋まつりキッチンカー出店予定場所地図」参照
※最終的な出店場所は主催者側で決定する。

9. キャンセルについて

- (1) 当日のキャンセルはもちろんのこと、事前の出店キャンセルはまつりの7日前までに必ず連絡すること。
- (2) 当日の無断キャンセルにつきましては以降の出店をお断りします。

10. 出店申し込みについて

(1) 申し込み方法

- 申込書と申込書に記載の必要書類一式をあわせてコミセンおのに提出すること。(申込期間終了後、当落の結果を通知します。)
- 出店にあたっては出店料(5,000円)が必要です。(支払い方法等については別途案内いたします。)

(2) 申込期限

令和7年7月1日(火)～8月8日(金)

(3) 提出先・問い合わせ先

〒675-1378 小野市王子町801(コミセンおの内)
小野地区地域づくり協議会事務局(担当:村上)
TEL:0794-63-1020 FAX:0794-63-1138
E-mail: cc-ono@city.ono.hyogo.jp